

平成 24 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 あかつきフィナンシャルグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 島 根 秀 明
(コード 8737 大証第2部)
問合せ先 取締役財務部長 川 中 雅 浩
(TEL 03-6821-0606)

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社が発行する 新株予約権の行使に関するお知らせ

当社子会社であるドリームバイザー・ホールディングス株式会社（以下「DV 社」といいます。）は、平成 24 年 9 月 19 日付同社プレスリリース「株主割当による新株予約権発行に関するお知らせ」にて発表しておりますとおり、株主割当による新株予約権の発行を行っており、当社に対しても 3,922 個（新株予約権を行使した場合に発行される DV 社の普通株式数 3,922 株）の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）が付与されております。

今般、当社は平成 24 年 10 月 29 日開催の取締役会において、本新株予約権を行使する方針であることを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 本新株予約権の名称

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社 第 3 回新株予約権

2. 行使する本新株予約権の個数

3,922 個（行使により取得する DV 社の普通株式数 3,922 株）の全部又は一部

3. 行使により払込を行う金額（全部行使した場合）

93,853,460 円（新株予約権 1 個当たりの行使価格 23,930 円）

4. 行使の目的等

当社は平成 24 年 2 月に DV 社に対し公開買付けを実施し、同年 4 月に持分法適用関連会社化、更に 9 月には連結子会社化を行い、また、DV 社の子会社である株式会社日本証券新聞社の提供する経済・金融関連情報を当社子会社であるあかつき証券株式会社の顧客サービスに有効活用することなどの業務提携を行い、グループ全体での企業価値の向上に取り組んでおります。

一方で DV 社は東京証券取引所マザーズ市場に上場しておりますが、同年 4 月より東京証券取引所が定める時価総額に係る上場廃止基準に抵触しており、現在猶予期間中であります。猶予期間は平成 25 年 1 月末までとなっており、平成 25 年 1 月末までのいずれかの月において、月間平均時価総額及び月末時価総額が 3 億円以上となったときは、上記の上場廃止基準に該当しないこととなります。なお、上記時価総額基準の金額は、平成 24 年 12 月末までの間、緩和措置により 5 億円から 3 億円に引き下げられているものであります。

このような状況を踏まえまして、当社と致しましては、DV 社の上場が維持されることによ

り、同社の社会的信用力及び資金調達力の維持、新たな優秀な人材の獲得、並びに既存役職員のモチベーションの向上が可能となり、更にはこれらの上場メリットを生かした同社の中長期的な成長が当社グループ全体の企業価値向上に資すると判断し、本新株予約権を行使する方針であることを決議致しました。

但し、行使日までの間に、DV 社又は DV 社の子会社において、法令、定款又は遵守すべき諸規則等に抵触する事実が発見された場合、それらの財産や企業価値を著しく毀損する事象が発生した場合、当該時点における具体的な事情に基づき、当社が本新株予約権を行使することが当社の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが高いと判断される場合は、本新株予約権の行使を行わない場合があります。

5. 行使の時期

本新株予約権の行使期間の開始日（平成 24 年 11 月 26 日）以降、速やかに行使いたします。なお、本新株予約権を複数回に分けて行使する場合があります。

6. 今後の見通し

本新株予約権の行使による当期業績への影響につきましては、重要な影響が見込まれる場合には、速やかに開示させていただきます。

以上